

第九十四回国
参議院
通信委員会
會議錄第八号

昭和五十六年四月二十八日(火曜日)

午前十時四分開会

委員の異動

四月二十一日

辞任

中村 鋭一君

補欠選任

藤井 恒男君

辞任

大木 正吾君
藤井 恒男君

補欠選任

藤田 進君
中村 鋭一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

福岡 知之君

長田 裕二君
成相 善十君

長谷川 信君
大森 昭君

岩崎 純三君
亀井 久興君

郡 祐一君
志村 愛子君

新谷寅三郎君
高橋 圭三君

西村 尚治君
藤田 進君

八百板 正君
太田 淳夫君

白木義一郎君
山中 郁子君

中村 鋭一君
青島 幸男君

国務大臣

郵政大臣

山内 一郎君

政府委員

郵政大臣官房長
郵政省電気通信
政策局長

事務局側

常任委員会専門
員

説明員

日本電信電話公
社総裁

日本電信電話公
社副総裁

日本電信電話公
社総務理事

日本電信電話公
社総務理事

日本電信電話公
社総務局長

日本電信電話公
社計画局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

日本電信電話公
社経理局長

○委員長(福岡知之君) 公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

○太田淳夫君 先日続きまして、今回の改正案の内容について質問させていただきますが、せん

だつてこの提案理由説明の中に、第四点として「集団について」という項目がございます

ね。「公社は、当該集団電話の加入者数が加入申込に必要とされる数の十分の一の数に満たなく

った場合において、交換設備の老朽化等その集団電話に係る交換設備により役務を提供することが

困難な事情が生じたときは、郵政大臣の認可を受けて加入電話の種類を変更することができ

る」とあるわけでございますが、この趣旨について説明願いたいと思ひます。

○政府委員(守住有信君) 御指摘の地域集団電話に關しましては、通信設備の拡充整備を推し進め

る従来からの過程におきまして、農山漁村地域における電話需要にこたえるために特別の制度として

設けられたものでございますけれども、今日におきましては通信設備の全国的な整備が完了いた

しまして、一般加入電話への需要に応じ得る体制が整つておるといふことを背景といたしまして、

地域集団電話からより便利な一般加入電話へ変更してほしいという御要望が非常に強くなつておる

次第でございます。

これに對しまして、電電公社では個所ぐるみで合意の得られた地域集団電話については要望にこ

たえるという方法で対応してきておるところでござ

いますけれども、近年ごく一部の加入者の反対のために、個所ぐるみの一般加入電話に変更する

方法では対処できないという問題と申しますか実態が生じておるわけでございます。今回の措置

は、このような状況にかんがみまして、地域集団

電話が著しく集団性を欠くに至つたものにつきま

して、残存しておる少数加入者との利害の調整を

図りながら一般加入電話への変更を容易にし得る

道を開こう、こういうものがこの制度の法律改正

の趣旨でございます。

○太田淳夫君 この中に「当該集団電話の加入者

数が加入申込に必要とされる数の十分の一の数に

満たなくなつた場合において」ということがござ

いますけれども、現実には、この地域集団電話と

いうのは話し中が多くて、また区域外への通話が

ダイヤルでかけられませんが非常に不便である、

そういうことで、すでに一般加入電話に変更し

ている部分が非常に多いのじゃないかと思ひ

ます。その上でなお十分の一に満たない人がい

るのか、その辺の実情はどうなつておりましょ

うか。

○説明員(稲見保君) お答えいたします。

地域集団電話は四十七年度末にピークが来まし

て、四十七年度末が百三十八万加入でございま

○政府委員(守住有信君) 「老朽化等」という場合でございますけれども、第一の点は、交換設備の老朽化その他機能の劣化によりその交換設備を取りかえることが必要となったときでございます。それからまた二番目といたしましては、障害を生じた集団電話の交換設備につきまして、その修理を必要とする部品を購入し、転用し、その他入手することが困難になったとき、三番目といたしましては、その交換設備が設置されている土地を使用することが困難となったときという場合を想定いたしております。四番目といたしましては、火災、地震、豪雨その他の災害によりその交換設備が滅失、流失または損壊したとき、こういうものを想定いたしております次第でございます。

○太田淳夫君 この第二点のところ、区域外通話地域間距離が六十キロメートルを超える区域外通話の日曜日及び祝日に係る料金については郵政大臣の認可を受けて通話料を割り引くことができる、このようにしておるわけですが、この割引対象は、これはダイヤル通話料だけですか。その点はどうでしょうか。

○政府委員(守住有信君) 御指摘の点は、この地域集団電話にも適用があるかというのがポイントだろうと思うわけでございますが、当然この地域集団電話につきましても適用があるものでございます。

○太田淳夫君 わかりました。

この地域集団電話の一般加入電話への変更は、五十六年度までに対象八十五万加入のうち約七十七万加入を計画したということですが、また六次計画期間中にはそのすべての要望にこたえられるように計画しているということですが、これが円滑に進めることができるのかどうか、また推進していく上での考え方、方針を伺っておきたいと思っております。

○説明員(岩崎昇三君) お答えいたします。

地域集団電話の一般化の状況につきましては先ほど業務局長がお答えしたとおりでございます。まして、五十六年度の計画が順調に推移いたしますと

五十七年度に残るものは約六万ということになります。しかし、だんだんとむずかしいものが残ってまいりまして、個所ぐるみで実施することが困難なものがふえてくるわけでございますが、私どもといたしましては、地元の御協力を得つつできるだけそれを取りまわめて六次期間中に、五十七年度末でございますが、それまでの間に地域集団電話の一般化を完了したいという決意でございます。

○太田淳夫君 加入者請求による地域集団電話の一般加入電話化に要する費用と電電公社の強制による一般加入電話化の費用の違いはあるのか、その点をちょっとお聞きしたいと思っております。

○説明員(西井昭君) ただいまの御質問でございますが、加入者からの御希望によりまして、地域集団電話から一般加入電話に切りかえられます方につきましては、当然のことながら、新しい単独電話あるいは二共同電話に伴います料金をいただきます。また、架設するときの設備料あるいは債券額の差額を負担していただいておりますのでございます。

今回の措置によりまして、加入者からの請求によらずに、加入者の意思に反しまして契約内容を変更するものにつきましては、先ほど業務局長からもお話のございましたように加入者の利害等の調整を行いまして、現在、公衆電気通信法の第三十三条の二項にそつ加入者の意思に基づかない種類変更の規定がございまして、それと大体同様の考え方方で設備料とか債券等の差額を徴さずに切りかえていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○太田淳夫君 強制による一般加入電話化の場合には債券等のそれは徴収しないということですね。もう一遍ちょっと。

○説明員(西井昭君) おっしゃるとおりでございます。

○太田淳夫君 そうなりますと、またいろいろな問題がそこで生じてくるんじゃないかと思っておりますけれども、その点についてはどうお考えになりますか。

ますか。

○説明員(西井昭君) ただいま申しましたとおり、現在の公衆電気通信法の法体系といたしましては、加入者の意思に反しまして契約内容の変更を行います場合には設備料等の差額を徴しないというような法体系になっておりますので、この地域集団電話の場合も同じような考え方で行っていくのが適当ではないか、こういうふうに考えた次第でございます。そういう関係で、この地域集団電話の加入者の方でございまして、一般化を御希望にならないと言いました場合には、先ほどお話しをいたしましたとおり、現在の地域集団電話の交換機等が使える間、老朽等によって使えなくなるとは別でございますが、使えます間につきましてはその地域集団電話の交換機によって地域集団電話のサービスを提供してまいりたい、そして交換設備の老朽等によりまして地域集団電話のサービスが提供できなくなった場合に、ただいま申しましたような方法でこれを一般の加入電話の方に切りかえていきたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○太田淳夫君 次に、わが国の電話はほぼ全国的に普及するようになりましたけれども、離島とかいわゆる僻地と言われる地域での電話局から距離の遠いところの普通加入区域外、そういうところではまだ電話の普及はおくれているようでございまして、その点、電電公社の農山漁村等の過疎地域に対する普及対策についてお伺いしたいと思います。

○説明員(岩崎昇三君) 過疎地域対策といたしましては、公社といたしましては三つの方針を持っております。一つは加入区域の拡大でございます。もう一点は地集の一般化。それから農山漁村対策用の農村公衆電話をつける。この三つでございます。

それで、順序は逆になりますけれども、農村公衆電話につきましては、ほとんど御要望があるところは全部つけておるわけでございますが、現実には御要望が起きてきていないというような状況で

ございます。

地集の一般化も、問題点はございますけれども、全般的に見ればよく進捗している。

それから加入区域の拡大でございますが、これが六次の当初に、これ五十三年度でございますけれども、約二千区域対象があったわけでございますが、これの五千メートルから七キロメートルへの拡大が、五十六年度終わりますと約九割以上実施済みになりました。五十七年度には約百区域程度が残るという程度になります。しかし、それよりも外にやはりなお残る加入者といえますか、利用者の方がおられるわけでございます。その状況が五十二年度末の調査によりますと、全国で約二万四千世帯ございまして、その中で電話の未設置の方が一万七千あるという状況でございます。

しかし、公社といたしましては、加入区域の拡大とかあるいは地集の一般化というこの工事にあわせて、できるだけ利用者の方の御便宜を図るといふような、ある意味では応用問題を解いてまいりまして、現在では過疎化の進展もありませんけれども、そのような施策によりましてその数が大幅に減少しているというふうに思っております。正確な数字については、いま調査中でございますので申し上げられない段階でございますが、大幅に減少していると思っております。

なお、大幅に減少しても残るわけでございますが、それらについてどうあるべきかということでございますが、やはり電話というものはシビルミニマムとして必要なものであるという考えに立ちまして、積極的にその解決を図るということで、利用者の方に実効ある措置がどうあるかというところを検討中でございます。具体的な案が固まり次第郵政省にも御相談し、御指導を仰ぎつつ実行していきたいというふうに思っております。

○太田淳夫君 いまのお話で、いろんな面で努力されていることはわかるわけですが、第六次五カ年計画、五十七年度完了するわけですが、これで

加入区域を電話局から半径七キロメートルに拡大するということですが、もう少しこれを拡大できないのか。七キロメートルに限定した理由は何かという点と、また前からもいろいろ問題になっております。離島についてはこの恩恵を受けることはできないと思うんですが、この公社の離島対策等も含めてお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(岩崎昇三君) お答えいたします。第一点目の、加入区域の距離を半径七キロメートルに一応限定したという理由は何かということですが、大体公社で持つておりますケーブルの一番太いものを使っています、これが直径がコンマ九ミリでございますが、これを使っています、それから電話機といたしましても、非常にケーブル長が長遠になったときも使える高損失加入者用電話というのがございます。こういうものを使って大体通常の通話が可能だという距離が一応半径七キロメートル、ケーブル長にいたしますと十キロ程度になると思っております、半径で見れば七キロメートルということが一点でございます。これは技術上の問題でございます。

もう一点は、七キロメートルまで広げますと、七キロメートルの円外の加入者が約三万程度、先ほど精査したところ、二万四千だったわけでございますが三万程度になるということで、国民のほとんどの方はその中に居住されるということを考えてまして七キロメートルということを決めたわけでございます。これ以上単純に円を広げるといふことになりまして特別な種類の装置を使わないとできないということがございます、現段階では、六次期間中はこの七キロメートルまでを普通加入区域といたしましてその拡大を図ってきたということでございます。

それから第二点目の離島でございますが、これは離島振興法等によって指定されております離島が約三百四十ほど現在ございます。それで、それらを普通加入区域に編入する、あるいは普通加入区域を設定する、そのことについては努力を続けておりまして、五十三年度末に全島が加入区域外にありましたのが約五十、五十五年度末にはそれが約四十に減りまして、五十六年度、これは予定でございますけれども約三十にそれが減ってくる予定でございます。なお、いまの方針のままで進めまして、五十七年度末になりますとその数が約十五島に減るだろうというふうに考えておりますが、この十五島につきましても、これは先ほど普通加入区域外の問題として公社として積極的な対策を考えたという点に含めまして、同様の考え方に基づいて対策を講じたいというふうに思っております。

○太田淳夫君 加入区域外加入電話普及に関する会報の報告書を見ますと、「費用負担の公平性、技術上の問題等から普通加入区域の拡大に限界がある」として、今後、技術進歩等を勘案して何らかの救済措置を講ずるよう努力すべきである。この指摘があるわけですが、これに対して公社は今後どのような対策を講じていかれる方針でしょうか。

○説明員(岩崎昇三君) ちょうど私、いま先生の御質問にありまして趣旨に従いまして、今度いろいろ技術的に新しいものをそういう過疎地におきまして、比較的経済的に設備し得るというふうなものを開発いたしましたので、そういうものを駆使しながら要するに利用者の方にとって実効ある措置を今後進めていきたい、その御趣旨に従ってやっていきたいということでございます。

○太田淳夫君 同じくこの報告書には国の助成と方針で今後臨んでいかれますか。

○政府委員(守住有信君) 現在の制度では御承知のとおり、加入区域外になりますと百メートル当たり九千円でございますが、特別の使用料を公社はいたしません、こういう制度になっておるわけでございます。また、そういう点も考えまして、全国的な、あらゆる島嶼、過疎までの公平さという問題があるわけでございます。ただ、この問題、郵政省といたしまして研究、検討いたしておりますが、全体として申し上げますと、なお七キロメートル

加入区域を電話局から半径七キロメートルに拡大するということですが、もう少しこれを拡大できないのか。七キロメートルに限定した理由は何かという点と、また前からもいろいろ問題になっております。離島についてはこの恩恵を受けることはできないと思うんですが、この公社の離島対策等も含めてお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(岩崎昇三君) お答えいたします。第一点目の、加入区域の距離を半径七キロメートルに一応限定したという理由は何かということですが、大体公社で持つておりますケーブルの一番太いものを使っています、これが直径がコンマ九ミリでございますが、これを使っています、それから電話機といたしましても、非常にケーブル長が長遠になったときも使える高損失加入者用電話というのがございます。こういうものを使って大体通常の通話が可能だという距離が一応半径七キロメートル、ケーブル長にいたしますと十キロ程度になると思っております、半径で見れば七キロメートルということが一点でございます。これは技術上の問題でございます。

もう一点は、七キロメートルまで広げますと、七キロメートルの円外の加入者が約三万程度、先ほど精査したところ、二万四千だったわけでございますが三万程度になるということで、国民のほとんどの方はその中に居住されるということを考えてまして七キロメートルということを決めたわけでございます。これ以上単純に円を広げるといふことになりまして特別な種類の装置を使わないとできないということがございます、現段階では、六次期間中はこの七キロメートルまでを普通加入区域といたしましてその拡大を図ってきたということでございます。

それから第二点目の離島でございますが、これは離島振興法等によって指定されております離島が約三百四十ほど現在ございます。それで、それらを普通加入区域に編入する、あるいは普通加入区域を設定する、そのことについては努力を続けておりまして、五十三年度末に全島が加入区域外にありましたのが約五十、五十五年度末にはそれが約四十に減りまして、五十六年度、これは予定でございますけれども約三十にそれが減ってくる予定でございます。なお、いまの方針のままで進めまして、五十七年度末になりますとその数が約十五島に減るだろうというふうに考えておりますが、この十五島につきましても、これは先ほど普通加入区域外の問題として公社として積極的な対策を考えたという点に含めまして、同様の考え方に基づいて対策を講じたいというふうに思っております。

○太田淳夫君 加入区域外加入電話普及に関する会報の報告書を見ますと、「費用負担の公平性、技術上の問題等から普通加入区域の拡大に限界がある」として、今後、技術進歩等を勘案して何らかの救済措置を講ずるよう努力すべきである。この指摘があるわけですが、これに対して公社は今後どのような対策を講じていかれる方針でしょうか。

○説明員(岩崎昇三君) ちょうど私、いま先生の御質問にありまして趣旨に従いまして、今度いろいろ技術的に新しいものをそういう過疎地におきまして、比較的経済的に設備し得るというふうなものを開発いたしましたので、そういうものを駆使しながら要するに利用者の方にとって実効ある措置を今後進めていきたい、その御趣旨に従ってやっていきたいということでございます。

○太田淳夫君 同じくこの報告書には国の助成と方針で今後臨んでいかれますか。

○政府委員(守住有信君) 現在の制度では御承知のとおり、加入区域外になりますと百メートル当たり九千円でございますが、特別の使用料を公社はいたしません、こういう制度になっておるわけでございます。また、そういう点も考えまして、全国的な、あらゆる島嶼、過疎までの公平さという問題があるわけでございます。ただ、この問題、郵政省といたしまして研究、検討いたしておりますが、全体として申し上げますと、なお七キロメートル

加入区域を電話局から半径七キロメートルに拡大するということですが、もう少しこれを拡大できないのか。七キロメートルに限定した理由は何かという点と、また前からもいろいろ問題になっております。離島についてはこの恩恵を受けることはできないと思うんですが、この公社の離島対策等も含めてお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(岩崎昇三君) お答えいたします。第一点目の、加入区域の距離を半径七キロメートルに一応限定したという理由は何かということですが、大体公社で持つておりますケーブルの一番太いものを使っています、これが直径がコンマ九ミリでございますが、これを使っています、それから電話機といたしましても、非常にケーブル長が長遠になったときも使える高損失加入者用電話というのがございます。こういうものを使って大体通常の通話が可能だという距離が一応半径七キロメートル、ケーブル長にいたしますと十キロ程度になると思っております、半径で見れば七キロメートルということが一点でございます。これは技術上の問題でございます。

もう一点は、七キロメートルまで広げますと、七キロメートルの円外の加入者が約三万程度、先ほど精査したところ、二万四千だったわけでございますが三万程度になるということで、国民のほとんどの方はその中に居住されるということを考えてまして七キロメートルということを決めたわけでございます。これ以上単純に円を広げるといふことになりまして特別な種類の装置を使わないとできないということがございます、現段階では、六次期間中はこの七キロメートルまでを普通加入区域といたしましてその拡大を図ってきたということでございます。

それから第二点目の離島でございますが、これは離島振興法等によって指定されております離島が約三百四十ほど現在ございます。それで、それらを普通加入区域に編入する、あるいは普通加入区域を設定する、そのことについては努力を続けておりまして、五十三年度末に全島が加入区域外にありましたのが約五十、五十五年度末にはそれが約四十に減りまして、五十六年度、これは予定でございますけれども約三十にそれが減ってくる予定でございます。なお、いまの方針のままで進めまして、五十七年度末になりますとその数が約十五島に減るだろうというふうに考えておりますが、この十五島につきましても、これは先ほど普通加入区域外の問題として公社として積極的な対策を考えたという点に含めまして、同様の考え方に基づいて対策を講じたいというふうに思っております。

きやならないことになっているわけですから、この未架設の世帯の所要投資額を全額足して、四百二十億円で済みますと、納付金に比べますと約十分の一にしかならないわけです。そういうことから考えますと、先ほど技術的な問題もお話しにはなりましたが、公社の政策的な配慮が足りなかつたんじゃないか、このように思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

○説明員(西井昭君) ただいま先生からの御質問にもございましたように、公社といたしましては、加入区域の拡大というのは五カ年計画ごとに逐次拡大してまいっております。昔は地方の方の加入区域の半径というのは二、三キロでございましたわけですが、これを五キロに広げ、それから七キロに広げということで計画的に拡大実施をしてまいってきたところでございます。

ただいま先生のお話のとおり、かたがた納付金という問題も出てまいりました。公社といたしましては、この納付金といふものは国の財政の再建のために臨時かつ特例の措置として政府の財政危機に対して御協力を申し上げる、こういう趣旨で一応この納付金といふものを納めることに同意をいたしましたところでございますが、先生のおっしゃいますとおり、そういうものも含めまして第六次五カ年計画以降この七キロ以遠の利用希望者の方に対してどのような措置をとっていくかというのを検討いたしまして、御趣旨を踏まえまして措置を考えてまいりたい、こういうふうに思っている次第でございます。

○太田淳夫君 先ほどのお話で大分離島に対する対策もいろいろ進められているようでございますが、いま一番離島の中でむずかしいところは一体どこなんでしょうか。また、それに対する対策はどのようにされているのか。あるいは通信衛星等の打ち上げを利用してというお話も聞いておりますが、その点はどうでしょうか。

○説明員(岩崎三君) お答えいたします。離島でどこが一番むずかしいかといいますが、やっぱり小笠原の父島、母島などがむずかしいわけでありまして、現在まだ小笠原、あそこだけが手動即時になっているわけでございます。そこいらになりますと、海底ケーブルを引くことも日本海溝とかいろいろなそういう問題ございましてむずかしくて、ここいらは衛星通信を使わなければならぬかと思っております。

先ほど申し上げました五十七年度末に十五島ほどまだ加入区域外に残っているようなものは、大体が九州あるいは中国地方、四国、あるいは瀬戸内海から九州あるいは奄美、沖縄というところにある島でございます。先ほど私が実効ある措置といふことを申し上げましたのは、先生の御質問の中で線路設置費の負担の問題あるいは付加使用料の問題、ここいらが一番利用者の方にとつて負担になる問題でございますので、そこいらにつきましていろいろと実効ある措置を今後公社としての案をまとめまして、郵政省の御指導を得ながら実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○太田淳夫君 次に、電電公社が五十五年度内の開始を目指しておりますフアクシミリ通信サービス、その高速性と経済性がよく特徴と言われますけれども、その点についての説明を伺いたいと思っております。また認可申請が控えているわけですが、その理由は何か、あわせてお聞きしたいと思っております。

○説明員(西井昭君) フアクシミリにつきましては、わが国のかまじりの漢字文というものに最も適した通信の一つの手段であるということで公社も電話の附属機器といたしまして開発してまいりましたわけでございます。また同時に、このフアクシミリと申しますのは、民間においても非常に多数開発し設置をされておられるのが実態でございます。

公社は、こういう状態を踏まえまして、現在のフアクシミリ通信と申しますのは、電話網をそのまま使ひまして端末機においてフアクシミリをつけて通信をする、こういうたてまえになっております関係で、端末機の方にいろいろな装置をつけ

る、その結果どうしても高くなる。また、このフアクシミリで一枚の紙を送ります通信スピードでございますが、これもだんだん世の中の進歩、高度化に伴ひまして高速のものを御期待になっておられるわけでございます。その結果、高速になればなるほど端末がさらに高くなる、こういうのが状態でございます。

また、その状態におきまして、現在の電話網をフアクシミリにお使いになる場合にはややもったいない使い方をしております。電話網といひますのは人間の音声を伝えるのに最も都合よくできておりまして、フアクシミリのように白か黒かだけを判別して送るというのにはもったいない装置でございますので、公社といたしましてはこのフアクシミリ通信に最も適当なネットワークといふものを開発いたしますとともに、その端末に持たせるよりも網側に機能を持たせた方が安くなるものについては網側にそういう機能を持たせる、こういう方針でできるだけ安くして利用者にとって使いやすいものになっていくというフアクシミリ網を開発しておるところでございます。

このフアクシミリ通信サービスにつきましては、五十五年度末にサービスを開始するということを目標として、ただいまのようなフアクシミリネットワーク、それに付帯いたします端末機といふものを開発してその準備を進めてまいっております。現在その内容につきまして、郵政省御当局に対しましてその具体的な制度、それから料金案等について説明を行つておられるところでございまして、この説明が終了いたしましたら認可申請を行ひまして所要のサービス開始をいたしたい、こういうふうに考えているところでございます。

○政府委員(守住有信君) いま公社から大筋の御説明があったわけでございますが、私の方では問題は残りました。このミニファクスそのものは非常に低廉で非常に便利なものだ、こういうふうに認識しておられるわけでございますが、それを接続する、以前は加入フアクシミリ網と申しておったわけでございますが、その接続の機器が公社の直

営、直営という言葉は余りいい言葉じゃないと思つておりますけれども、そういう公社だけの端末機しか接続ができない。しかも、それがA5判でございまして、非常に小型であることにはメリットがあるわけでございますが、現実の世の中、電話網に接続した端末機のフアクシミリのほうは大体A4判でございます。したがひまして、そういう独占的な網の提供といふことでなくて、民間のユーザの方々の実態に合つて、長期的にはそういうA4判のものもあるいは民間メーカーのものもユーザが自由に選択できてそのフアクシミリ網にアクセスできる、こういうものでないと、電話の音声通信は独占でございまして、それに結びつけておるフアクシミリの端末機自体は実は自由化されておるわけでございますので、その中で加入フアクシミリ網という独占的な利用形態が出てくると問題ではないかという点を御指摘申し上げまして、この点につきましては公社側も、従来の設計思想はそうであつたわけでございますけれども、やはりそれではまずいという総裁の御指示もございまして、現在、自由にアクセスできる方向といふものを明確にして、国民のユーザあるいはメーカーの前に明らかにした形で私どももこれと取り組んでいきたい、このように考えておりますので、その間多少時間がかかつておつた、こういうことでございます。

○太田淳夫君 いまそれぞれのお立場で御発言いただいたわけですが、真藤総裁は、米国に門戸を開放した以上、国内のメーカーに対しても同様に扱わなければならないという御発言をされておられるようですけれども、総裁の基本的な姿勢についてお伺いしたいと思います。

○説明員(真藤恒君) 政府間の対米交渉の結果あつた協定がございまして、当然、国内でも同じような趣旨でございまして、当然、国内でも同じようなものは、技術的に一定の規格の中に入るといふのは自由市場という形に持つていくのが適当だといふふうに考えております。

○太田淳夫君 最後になりましたけれども、現在ミ

ニファクス以外に、いろいろと電電公社と郵政省とのいわゆる話し合い、いまお話し合いとおっしゃったけれども、されているものはどんなものがございますか。

○説明員(西井昭君) 先ほど政策局長からお話のございましたように、公社が当初計画したとしておりましたのは、ファクシミリ通信に適したデジタル系のネットワークとそれに用いますA5判と申します小型の端末機をできるだけ安く提供することを目途にして考えておりましたわけでございまして、これにつきましては新しいデジタル系を使いますという関係もございまして、既存の端末が既存の民間——公社の端末機もそうでございますが、そういうものがそのままだでは接続できない、こういう問題があるわけでございます。

公社は、その点につきまして、このファクシミリ網というものを提供いたしましたので、その端末ネットワーク間のインターフェース等の確認を行いまして、それがサービス開始後の確認等を行いまして、その機能確認を行いました後で技術基準というものを明らかにして、そしてその技術基準に基づきます端末の自営というものを認めていく、こういうふうにしていきたい、こういうふうにかえていこうとございまして、

それからそのほかに、このA5判といふのは小型の端末でございますので、もう少し大型の、世間で一番たくさん出ておりますA4判の端末機というものはこのネットワークにおいてサポートするべきではないか、こういう郵政省の御意見もございまして、その点につきまして原則としてその方向で検討を進めているところでござい

○太田洋夫君 そのほかにも、先回の委員会でも局長からお話がありました非電話部門ですが、その部門において電電公社と郵政省で、あるいは申請されたり、あるいは両者でいろいろ話し合いをされているものがありますか。

○説明員(西井昭君) ただいま郵政省とそのほか

のサービスでお話し合いを進めておりますのは、クレジット通話サービスとか、それから自動着信転送サービスとか、二重番号サービス、そういうようなものがございます。

クレジット通話サービスにつきましては、このクレジット通話にかかわりますサービスの主要な提供条件にしまして事務的にはおおむね郵政省との話し合いを終わりがかっておりまして、そう遠くないうちに認可申請の運びができるのではないかと、こういうふうにかえていこうとござ

います。それから自動着信転送サービスにつきましては若干の問題がまだ残っておりますが、これらの点につきまして、引き続きまして早急に郵政省との意見調整を終えましてサービス開始に向けて努力をいたしたい、こういうふうにかえてい

第でございまして。それから二重番号サービスにつきましては、これは着信呼というものをある程度制限するサービスではないかという御意見もあることから、この点にしまして現在郵政省との間で慎重にいま検討中、こういうのが実施でございまして。

○太田洋夫君 この法案の審議の中でも各委員からもいろいろとお話ございましたが、やはりいままでの電話電報部門だけでなく、電電公社としても今後の経営の内容の向上のためにはこういう非電話サービス部門にもどんどん進出をしていかなければならないときを迎えているんじゃないかと思ふんです。

いまいろいろとお話のありました新商品サービス、これ一つを決定するにしまして大変な作業がそこにはあるわけでございますね。利用者のニーズを調査したり、あるいはその調査結果に基づいて新しい商品の検討をしたり、あるいは決定をするとか、あるいは機器の開発を進めなければならぬ、試作をしなければならぬ、あるいは販売を決定すれば、それによって労使のいろいろな交渉があつて郵政省にこれが申請されていく、また郵政省との間に認可申請書についてのいろいろな

やりとりがあるわけでございまして、どうもその点の部分において非常に時間がかかっているような感じがするわけです。情報産業は日進月歩でどんどんこれから進んでいくわけでございまして、その点の作業をもっとやはり郵政省としても早く進めながら、電電公社のこういった新しい新商品サービスが時期的におくれることのないように、また電電公社の内容改善あるいは労使関係にもこれはいろいろと響いてくる問題じゃないかと思ひます。その点で郵政省としても前向きな姿勢でこれに取り組んでいただきたい、こう思うわけですが、郵政省から御答弁いただきたい。

○政府委員(守住有信君) 先生、それ以外の委員の方からもそういう趣旨につきまして御指摘がございましたので、そういう趣旨で私も早目に問題点というものを指摘いたしまして、やはり国民、ユーザーという立場の問題もございまして、特に料金面につきましては十分な詰めが必要だと考えております。

いま三つの点、クレジット、二重番号、それから転送につきましてお話が出ましたが、この中で二重番号サービスというのは、電話社会と申しますか、非常にオープンシステムになっておるわけでございますが、これが迷惑電話対策としては有効な側面があるわけでございまして、もう一つはやはり基本的な電話のオープンシステムを開鎖的なものにするという面もございまして、その点から、この点につきましては十分慎重な検討が必要

だ。それからまたクレジットサービスにつきましては、非常にこれは便利なものだと思われるも認識いたしております。ただ物の進め方として、例のコレクトコールでございまして、国内において諸外国と同じようにコレクトコールのサービスを導入したわけでございまして、そのサービス開始の方を先に急いだという事情もございまして、クレジットサービスにつきましては料金算定根拠等につきまして詰めておりますので、これは非常に早い時間帯であるいはできるのではないかと、この

ような予測をしておる次第でございまして。

なお、緑体といたしまして、先生の御意見も踏まえましていろいろ新しい電話網、あるいはファクシミリ網を活用したところのニーズに合った新商品を開発し、かつそれが公社の収益にもなってくる、こういうことをわれわれとしても念頭に置いておる次第でございまして。

○太田洋夫君 最後に郵政大臣に、きょうは地域集団電話とか、あるいは過疎対策とか、あるいはいま最後に申し上げました新しい新商品サービスの点で質問させていただいたわけですが、いづれをとりましても、国民にとって大事な電話という業務でございまして、電電公社がさらに体質改善でございまして、電電公社がさらに体質改善でございまして、このことを要望して終わります。

○国務大臣(山内一郎君) 電電公社で大変御努力をいただきました、いろいろ改善策をやつてそれを実施に移しつつあるというのが現状だと思ひま

す。そこで、新しいものをつくる場合に郵政省はどういう考え方でやられているかというのはいま局長の話したとおりでございまして、大いに促進をしたいという気持ちは変わらないところでございまして、一度出されたものがちよつとぐあいが悪いというので引込むというわけにはこれはいかにと思ひます。型を固定して進んだところが、もう一ついいやつが出まして、それに簡単に取りかえもできないというようなことは非常に困りますので、そういう点を十分に考えながら電電公社の企業発展ができれば十分に力を尽くしてまいりたいと考えておるわけでございまして。

○大森昭君 まず初めに、料金決定の原則が大変不明確じゃないかというように私思うのでありますが、過般の委員会の中でも、行政区と単位料金区域が一致しないとか、あるいは道路一つ隔てたら区域外通話になるとか、いづれにいたしましても、電話料金の不公平感が強いということ国民全体として何となく不信感が高まると思ふんですが、そういう意味合いで、いろいろ料金決定

に当たつて四十四年にグループ制というものについて検討したらどうかという附帯決議があつたんだらうと思うのでありますが、一体、今日の料金決定の現状について基本的にとどういう認識を持っているのか、まずお伺いしたいと思うわけであり
ます。

○説明員(西井昭君)　ただいま先生のおっしゃいましたとおり、現在の公衆電気通信法では「合理的な」という程度の文句しかございませんでして、料金決定原則ということにつきましては、ほかの公共企業等と比べてそれほど具体的な料金決定原則というのは書かれていないのが実情でございます。

ただ、私どもは、現在の電電公社の料金につきましては収入の約七割に当たりますものが法定料金でございまして、残りのものにつきましては認料金、こういふ形になっておりますので、国会あるいは郵政審議会等の御意見も踏まえまして、あるいは時代の進歩に合わせました料金体系と、そういうものに持っていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

その中で、現在の電話の料金体系で申ししますと、通話料につきましていゝゆる遠近格差が大きい、こういう問題がございまして、これは戦後間もない昭和二十二年ごろにはこの遠近格差と云うのは一対二百二十程度まであったわけでございますが、公社はその後いろんな機会をとらえましてこれを逐次縮小してまいってきておりまして、特に三十七年におきます準市内通話制度、距離別時間差法の採用とか、四十四年の近郊通話の採用とか、四十七年の広域時分制の採用などを通じまして逐次改善を図ってまいってきたところでございますが、まだ諸外国等に比べて遠近格差の大きいという料金体系になつておることは確かでございます。特に、いまお話のございましたように、大都市近郊等におきまして道路一つ隔てた場所の相互間の通話でも単位料金区域が異なる場合には区域内通話料との間に格差がある、こういう問題も残つておりまして、公社といたしましては

これは将来的に解決すべき問題の一つである、こういうふうに考えているとところでございます。

○大森昭君　丁寧に答弁しているようでありますけれども、どうもグループ制というのは、のっけからいまのところは検討に値しないということですか。

○説明員(西井昭君) グループ料金制につきましては、いろんな国がいろんなやり方をいたしておられますが、イギリスで採用されておりますようなグループ料金制の考え方というのはわが国の通話料金体系の問題を解決いたします場合の非常に有効な方法の一つだ、こういうふうにわれわれも考えているところでございます。

ただこれを実施いたしますためには、最低の通話料でかけられる範囲というものを広げることになりまます関係で、現行の区域内通話料をある程度引き上げるということが必要になりますほか、ただいま申しましたとおり、わが国の通話料は諸外国に比べて近距離通話が安く遠距離通話が高価とい、こういう通話料金体系になっております関係がございまして、この問題の解決をどういうように図るかとか、あるいは隣接区間の通話料と現在の単位料金区域を同じ通話料にいたしますとさらにそのもう一つ先の隣々接区間の通話料金との格差というのが著しくなる、そういう点も考慮しなければならぬ。そういういろいろな問題がございまして、そういう点をいろいろ考慮いたしました場合、このグループ料金制の検討というのは、先ほど申しましたように公社としても大いに検討に値する問題だというふうに考えておりますが、結果的には区域内通話料を含みます近距離通話料金を引き上げる方向で行わざるを得ないのではないかと、こういうふうに考えている次第でございませう。

したがいまして、こういったような通話料金の抜本的改正ということを行いますためには、当然のことながら加入者の方々の御理解と御協力を得ることが必要でございまして、そういうことに向けて努力をいたしまして、わが国に適したグルー

プ料金的な制度につきまして今後とも引き続き検討を進めていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○大森陽君 あなたの話を聞いていますと、単位料金が上がる、近々と言うのはおかしいけれども、たとえばいま東京都内なら東京都内の十円で三分というやつが上がるという意味合いばかりあるな強調していますが、このグループ料金というのは、少なくともいま道路路一つ隔てて不当に、不当にと言うと語弊がありますが、料金が高くなるのを是正する部分もあつてグループ制を採用したかどうかということをやっているわけでありまして、あなたの強調の仕方というのは、グループ制をとればたとえばいまの単位料金を上げざるを得ないなんという言い方をされておったのでは問題の解決にならないんですよ。

たとえはの話、グループ制度を採用したときに単位料金が仮に上がるかも知れないけれども實際こういう地域がこれだけ従来よりかも知くなくりますという相対的なものが示されなければ、国会の中でグループ料金制を主張する人たちは何かいまの単位料金が上がることはやむを得ないなどという意味合いだけで主張しているみたいになりますので、そういう中途半端な答弁じゃなくて、国会で決議されて十二年もたっているんです、これは。だから、グループ制をやるに当たっては、問題がこういうところがありますよ、こういう状態になりますよ、したがって公社としてはなかなか踏み切れないというのなら相対的に答弁してもらわなければ、十二年間もたつてどうなっているのかさっぱりわからぬですよ。だめならだめでやめればいいんです、決議されたつて。そういうふうな明確にしておきませんと、国会の権威もなくなるし、国会の中でいろんな議論しておつてもわけわからぬじゃないですか、十二年間もたつて。だから、いまあなたがそういうことを言いますけれども、十分な検討をされて問題があるということなんです、現状は。

○説明員(西井昭君) グループ料金制について

は、ただいま申しましたとおり、抜本的なグループ料金制を実施するというものにつきましてはなかなか実態上困難でございますので、先ほど申しましたとおり、三十七年の準市内通話制度、距離別時間差法の採用、四十四年の近郊通話の採用、四十七年の広域時分制の採用などを通じて、方向といたしましてはグループ料金制を目指しまして逐次改善をしてまいってきておるといふことは御理解をいただきたいと思ひます。

それからそういう意味で抜本的なグループ料金制を採用いたしますときに、どういう料金体系を前提といたしまして抜本的なグループ料金制を実施すべきかということにつきましては、公社の考え方では先ほど申し上げたこととおりでございますが、ただいま先生のお話のございましたように、隣接区域の料金を単位料金区域の料金と同じ水準まで引き下げるということによりましてグループ料金制を実施いたしますと、これはそのもう一つ先の隣々接の区間との通話料との間に著しい格差を生ずる、こういう問題が一つ出てまいります。それからさらにわが国の電話料金体系は特に遠近格差が大きい、こういう問題点を考慮いたしましたときに、われわれといたしましては、理想的なあるべき料金体系というものをまず想定いたしましたして、そしてそれに向けてグループ料金制を含めまして逐次その方向に向かって実施をしていかざるを得ないのではないかと、こういうふうに思っております次第でございます。

○大森昭君 まだ正確にはつかめないでしょうけれども、五十五年度の決算の見通しはどういうことになりますか。

○説明員(岩下健君) お答えいたします。
まず、事業収入でございますけれども、五十五年度に入りまして景気もどうやら安定状態というようなことも幸いいたしまして、加えて私どものいわゆる増収のための努力の影響もあったかと思っておりますが、二月末で事業収入を見ますと、予算で予定しました二月までの予定収入に對しまして約二%、金額で言いますと六百九十六億円の増収に

なっております。支出の方はこれは決算を締めませんとわかりませんので、年間の収支全体がどうなるかはまだ明確なことは申し上げられませんが、五十五年度の予算での収支差額は二千七百四十四億でございます。したがって、この二月までの増収をそのまま加えた場合でも三千数百億の収支差額になることも考えられる、現在がどのような状況でございます。

○大森昭君 七億程度の利益が出るということですか、一口に言つて。

○説明員(岩下健君) 予算で予定しました収支差額を上回る分が、二月までの増収だけを見ました場合に約七億円あるということでございます。したがって、収支差額全体としては予算のものを加えますと三千億を超える、こういうことでございます。

○大森昭君 いずれにいたしましても、納付金を四千八百億も召し上げられて五十五年度の決算もいまお話しのとおりだと、こういう状態の中でやっぱり料金体系なら抜本的に手直すとか手直さないとかという問題をやつていきませんか、やっぱり財政が厳しいときにはできないわけですからね。そうでしょう。

それからこの間もちょっと議論ありましたけれども、行政区域というのは勝手に統廃合してやっていると、それに合わせるといってもなかなかむずかしいというお話もありましたけれども、やはりむずかしいことはよくわかりますが、できる限り、公衆法の施行規則にも明示されておりますように、市町村内におけるいわゆる行政区域の中というのは単位料金区域に一本化することを積極的にやれんかということも書いてあるわけでありまして、そういう姿勢で今後ひとつ取り組みをしてもいいかと思つております。そしてグループ料金制に漸次前進をさせていくということがいまの公社の方針ということで受けとめていいわけですね。

○説明員(西井昭君) その方向に向かって努力をいたしたいと考えております。

○大森昭君 次に、経営委員会のあり方、郵政審議会のあり方、いろいろ議論がありましたけれども、電気通信に関する業務を見ますと大変発展を起しているし、問題も多くのものが山積をされていくという意味合いからいいますと、審議会のあり方について電気通信を特別にやるといふようなお考えはないんですか。

○政府委員(守住有信君) 現在、郵政審議会、これは設置法に基づき機関でございますけれども、郵政大臣の諮問に應じて、もちろん郵政事業三事業の方もございまして、電気通信に関する業務につきましても重要な事項を調査審議することということで電気通信部会が設けられておるところでございます。そしてまた、私どもといたしまして、電気通信に関連します重要事項あるいは特に国民との関係では料金等につきまして諮問をいたしまして、御審議、御答申を受けておるところでございますが、先生は、最近あるいは将来に向かつての電気通信の重要性なり発展性、こういう角度からさらにそれを強化すべきではないか、こういう御意見かと承つておる次第でございます。

この点につきましては、設置法の改正をお認めいただきまして、附帯決議のところで、「国民各層の意見が反映する体制のあり方を検討するため、適正な構成による機関を速やかに設け、国民の負担にこたえる結論を得るよう努めること。」という御趣旨もございまして、現在、電気通信政策懇談会という形でいろいろ八〇年代を踏まえましての電気通信の政策課題というところについて御意見を承ろう、こうやっておるところでございますが、その三月二十七日の懇談会で整理されました「主要課題」の中でも、「国民の声を幅広く反映できる仕組み等についての見直し・検討が必要である。」とされておられて、今後その点につきましても検討がなされるというものと期待をいたしておるところでございます。今後、そういう御意見がいろいろあることは承知いたしておりますので、先生の御提言につきましても、これらの懇談会での審議の問題、推移とあわせて参考をさせていただきたい、このように考えておる次第でございます。

○大森昭君 懇談会で検討しているようでありまして、それからそれでいいんですが、ただ、今日の電気通信事業を見ますといろいろな問題があるし、たまたま公社になりましたので郵政大臣の監督でということも郵政審議会、こういうきわめてわかりやすいかっこうになっているんですけれども、本来、二省分割のときには電気通信省の中にあつたわけでしょう、電気通信審議会というんですか。だから、形態が変更したから、それに伴つて郵政審議会が一本化されているというふうなことは、最近行政簡素化の議論がされていまして、何でもかんでもその議論の中に巻き込まれて簡素化すりゃいいというものじゃないかと思つて、何で、不正経理のことなんかは、特段私は問題に取り上げるわけじゃないのでありますが、いざいざ局長とか監理官だつたんだよね、昇格して今度は局長というポストで大部分がばつていっているけれども、やっぱり全体のシステムを少し変えていくように発想してもらわないと、幾ら局長に昇格しても、やつていくことは旧態依然じゃ問題があると思いますので、十分ひとつ懇談会で検討してもらいたいと思つております。

そこで、いざいざにいたしましても、いま局長からも御答弁ありましたけれども、電気通信の国民のニーズはますます高まっていますし、大変巨大な事業規模にもなつておりますし、電電公社の社会的責務はいよいよ重要性を増していると思つて、総裁に就任されて今日まで、電電公社が総裁として社会的責務についての御見解があらまうか。

○説明員(真藤恒君) 実は正直に申し上げまして、大変なことをお引き受けしたものだといふふうにいま考えております。どうもいろいろ考えてみますと、これから先の電電の事業といひますものは、いままで電話、電信ということで参りましたのが、電話、電信は電電の事業の一部になるというふうな変質をしないかならない。また、そういうことが十分できるかどうかというところが、日本の社会の経済活動あるいは文化活動、そういうものに重大な影響を及ぼす。また国際間で考えましても、これが合理的に進歩するというのが日本国際間の国家としての地位のバランスにも非常に大きな影響が来るものだといふことがだんだんわかつてまいりました。

そういうことで、じゃこれに対応するわれわれの当事者としての問題をどうすべきかということでございますが、まず第一に考えなきゃならないのは、現在の従業員を新しい技術、新しい仕事に合わせますために、計画的に膨大な再教育、配置転換ということをやらざるを得ないというところでございます。幸い、電電の今日までの努力によりまして、新しい時代に合わせいく新しい技術の蓄積というものは諸外国に比べてかなり優位な立場に立つておりますので、この技術とこれから先の設備資金とを組み合わせるに、新しき世の中の要求を先取りしながら進んでいくというのを考えなきゃなりません。で、依然として設備の投資という金額は、一応電話が満杯に近づいてきた形であるにもかかわらず相当のものを先行投資的に使つていかなきゃならぬのじゃないか。また使つていかなきゃならぬのははつきりしている。そのためにどこからこの資金源を求めるといふ問題になってまいります。現在の日本の財政状態あるいは経済状態というところから考えまして、国営事業とは言いがた余り自己資本比率を落としていくことはいかなものかというふうなことを考えております。おのずとそこにはやはり限度があるべきものであるということ、それと自己資本比率をきつちとすること、また企業が健全な形でいくためには、取支のバランスをとっていくことについては当事者がやはり全責任をとらなくちゃならぬというふうに考えております。

そういう考え方から、今後の公社の運営につきましては、いままでのやり方を踏襲しただけでは、とてもこういうことは乗り切れそうにもない。特に当面四千八百億円の納付金もございますので、これを納めながら、だんだん物価上昇してくるにもかかわらず料金をできるだけ上げずにいく、むしろできる余裕はすべて料金を下げる方に行きなから乗り切っていくということはなかなかの事業だということに考えております。

○大森昭君　そこで、過般も自己資本の三三・五％、連合審査会でもいろいろ議論しましたけれども、きょうは時間がありませんからその議論は避けますが、いまのお話を聞いていますと、いずれにいたしましても当事者能力の真に備わった自主的な公共企業体の形態とするということだと思ふんです、一口で言うのと、いろいろ問題はあつてでしょうけれども。そういう意味からいきますと、まさに電気通信事業の公共性と効率性を全うさせることというのは当事者能力を真に備えなきやいかぬというふうに思うのでありますが、総裁、どうですか。

○説明員(眞藤恒君) 要するに、簡単に申し上げまして、公社法のとおり運営できれば当分何とかがやっているのじゃないかというふうに考えております。公社法に書いてあります文言と実際の現在の運営のメカニズムは多少食い違っているところがございますので、それをもう戻していただければ当分は責任を持てるというふうに考えております。もちろん時代の変遷に応じてまたたまたま公社法の一部を改正していただかなきゃならぬというんことが出てくると思いますが、当面の問題ではないと心得ております。

○大森昭君　そこで、私が言うまでもなく、ことは国際障害者年であります、どうも委員会であつて聞いていますと、郵便の料金などは第四種があつて福祉に対する特段の施策も料金体系の中で組み込まれているんですが、どうもこの福祉の關係と云うのは国がやるべきであつて公社は余り積極性がないように思うのであります、たとえれば

「あんしん」などの電話の普及などについてはどういうことになっていますか。

○説明員（西井昭君） シルバーホンの「あんしん」でございますが、これはただいま先生のおっしゃいましたとおり、福祉機器として主として福祉の対象となる方々に向けまして開発したものでございますが、当然のことながら一般の方々も利用でさるものでございまして、したがいまして、この料金の設定につきましては、このシルバーホンの機器の物品等に要します経費を回収する、物品に要します経費に利子とか減価償却とか保守費、そういういったものを加えまして原価を回収する、こういう考え方で料金を設定いたしておるところでございます。

ただいま先生のおっしゃいましたように、その料金というものについてこの福祉に該当する方について何らかの軽減措置を考えることについてどう考えているかという御質問かと思いますが、これは公社といたしましては、どういう方を福祉の対象にしてどういう施策をとられるかということについては公社がみずから企画し実施をする立場にないというふうに考えているわけでございますが、政府の方からそういうことに対して公社に協力要請がございました場合には、公社としてできる限りそれに応じてまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○大森昭君 あなた、雇われマダムみたいなことを言うんですね、国から要請があればやるんですって。さっき総裁が、みずからの事業を、従来どおりであってはいけないし、主体的な自主能力も備えなきゃいけないし、いろいろ言われているけれども、事務当局の方は、いまの御答弁を聞きますと、何か知らぬけれども国の要請がなきゃ何とかかんとかというお話ですけども、そういうことではどうも総裁の言っていることと理事者の言っていることはちがうですね。少なくとも福祉の関係は、一々質問すると時間がありませんか、私どもの調べたやつだと、五十四年度でわずかに千二百八十七台しか販売されていないでしょう、

このシルバーホンの「あんしん」というのは。それで、この付加使用料が三千五百円、普通の電話よりかなり高い料金で福祉の電話機を販売しているんじゃないでしょう。これでは障害者年もヘチマもないですよ。もともと福祉の部分というのは、ある程度企業の計算の枠の外で対策を立てていかなきゃ福祉なんていうものは発展しませんよ。もう一回、ちょっとと再答弁してください。

○説明員(玉野雄雄君) 福祉の問題につきましては、公社といたしましても、先生御承知だと思いますが、いままでにやつてまいりました点をちよつと申し上げますと、電話を引きます場合の債券を免除するとか、それから設備料の分割払いをいたしまして、それについては無利子でいたしますとか、あるいは負担につきまして、市町村、国等にお願ひいたしまして分担していただくというやり方で、たとえば最初の設備料、それから加入料、これにつきましては国、県、市町村が全額負担しておりまして、それにつきましては加入者の方の負担にならない。それから基本料につきまし

ては、大体八二％程度につきまして市町村等が負担している。それから通話料につきましては、ほぼ半分以上のところで、これはいろいろ種類はございますが、六十度から百度程度負担するとか、こういうことをやっていただいておりますわけでございますが、さらに今回の法律改正によりまして、福祉電話につきましては、いままでは市町村でつけられますと基本料が事務用の高い方の基本料になるわけでございますが、それを住宅用の基本料を適用するということで改定をお願いしております。

それから福祉機器のいまおつしやいました付加
使用料等の問題についてでございますが、これはまた
また郵政省ともいろいろ御相談しながらその対処
について検討してまいりたい、こういうふうに考
えております。

○大森昭君 めんどうを見ていただいていることが
すべてないとは言っていないんですけれども、いま
最後のところを私は指摘しているんですよ。

郵政省といま相談しているということでありすが、いずれにいたしましても、いろいろめんどうを見ていることはわかりますが、毎月の電話料金というものについて、月々払うわけですから、最初は非常にサービスしても、つけてから余りサービスしないということはどうも福祉の精神に反するんじゃないかと思つていま指摘をしたわけですから。ですから、郵政省といろいろ相談しているようでありすが、国際障害者年でありますので、ひとつ大幅に身体障害者の方々が月々負担をする料金についてもなるだけ安くやつていただきたいと思うんです。というのは、あなたがそういうふうにいるいろいろやつているんだと言われる割りに伸びていないでしよう。現実には売れていないんでしよう。売れていないのは一体何かということなんですかね、問題は。それは料金には関係ないんだ、料金を安くしたつて売れないものは売れないんだ、という見解ですか、公社は。

○説明（玉野雄雄君） これは福祉機器もいろいろございまして、たとえばシルバーホン「めいりりよう」、こういうようなものは五万五千台というふうにかなり売れておりますし、したがってまして、付加使用料が、「あんしん」につきましては機器の關係で月額使用料三千五百円というような関係もございます先生御指摘であらうと思いますが、こういうような全体を含めましていろいろ問題点もございますので、その辺、関係方面とも打ち合わせしながら検討していきたいというのが趣旨でございます。

○大森昭君 その三千五百円を私は問題にしているだけなのでありまして、いろいろなサービスしていることはよくわかるんですが、いまお話がありましてたように検討していただきたいと思うんです。

次に、身体障害者の雇用の促進とか電話局舎のスロープ化などについては従来もやっているとありますが、この辺についての今後の成り行きはどういうことになるんでしょうか。

○説明員(玉野義雄君) 身体障害者の雇用につきましては、身体障害者雇用促進法、これに基づき

ましてわれわれもできるだけ雇用をしていくというところでありますが、対象職種に對しましてパーセンテージが一・八%というふうに指定されておりますが、現在私の方でほぼ四千名の身体障害者を雇用しております、率は一・八%に達しておりますが、今後とも身体障害者の雇用につきましてはわれわれも努力してまいりたい、こういうふうに考えております。

○大森昭君 時間も追ってききましたが、不正経理の問題につきまして、これは公社始まって以来だと思ふんです。料亭などを強制捜査したり、これはまさに不名誉きわまりないわけでありまして、再びこのようなことが起きないようにという対策を立てていると思ふんですが、一体、公社内部の自治監査といいますが、監査制度についてどのような検討が行われておるんですか。

○説明員(小澤幸雄君) お答え申し上げます。実はさきほど電電公社の総裁主宰の幹部の會議でこの問題を論議してまいりましたばかりでございますが、まず内部監査を従来の考え方から根本的に切りかえるというところで、具体的に申しますと、従来はどちらかといいますが、営業監査、業務監査というようないふ名前で呼ばれておりました、サービスをよくするあるいは能率を上げるといふような施策を掘り出してこういう点が不十分であるといふことを勧告して、関係の部局がそれを直す、こういう方向に監査の、特に本社監査の重点がございました。

これは大量開通、大量建設時代にそうした問題を一番重要視するといふことから出てきた問題でございますけれども、今回の不正経理にかんがみまして、会計経理の監査といふものはきわめて重大であるといふふうに考えまして、本社はまず通信局あるいは通信部に對して、具体的な一つの方法をつくりましてどういふ点をチェックしていくかというところ、これはこの席で細かく申し上げる時間はいまありませんけれども、従来の問題の起こった点をしっかりと挙げまして、恐らくポイントとしては数回のポイントになると思いますが、そ

ういうところを具体的にチェックしていく。同時に、職員からの声といふものを、電話とかあるいは書面であるような問題の点が上がってくるということも、三十三万人おりますからたくさんございまして、そうしたものを従来どちらかといふと軽く見るといいますか、レスポンスしない、あるいはそれを後づけしていかないといふような面が確かにございました。今後はそういう点にも重点を置くと同時に、外側のお客さんの声あるいは公社の外側からいろいろな問題の提起があった場合はすかさずそれをわれわれが、監査の部門が答えが出るまで追いかけていくといふような、問題点を一つ一つ掘り下げてまいりたい。

従来の会計監査は、どちらかといふと通信部任せあるいは自治監査任せといふことでございまして、生のまま総裁の耳に入れる、これは総裁の厳しい御命令でございまして、途中で粉飾したりあるいはこういうことを耳に入れない方がいいというふうな、そういういわば官庁的な考え方は全部排除して、ありのままの、きょう起きた事件をあした総裁に入れるといふふうな、官庁的といふ言葉は大変妙な言葉でございまして、われわれが批判されている言葉でそういう面がございまして、そういう面を改めて、いわば企業的といふますか、そういう方向に全面的に切りかえていくという、そういうことでやっております。

また、これは私どもの直接のあれではございませぬけれども、経営委員会に所属します監事室につきましても、総裁、経営委員長がいろいろと打ち合わせをされて、その監事機能の強化といふようなものにつかましても、いま検討がされていられるように私も承っております。

細かい点は、もし必要ならまた御説明に参上いたしまして、以上のようなことでございまして。

○大森昭君 いずれにしても大変重大な責任があるんです。こういう事件が起きるといふことは、気の緩みといいますが、ふだんの監査体制がたる

んでいるのか、いろいろあると思ひますが、どうかひとつ、先ほどから言われておりますように、公社は独占でありまして、とりわけ国民の期待にこたえなければいけないわけでありまして、再びこのようなことが起きないように反省をしていただきたいと思ひます。

そこで、個々の問題について聞く時間がありませんが、最後に郵政大臣と総裁にお伺いしたいのであります。たとえば予算総則の問題の中での基準内外の給与の区分の問題とか、あるいは過般来の不正事件の中での職員の勤労意欲の問題とか、あるいはやみ超勤だとかなんとか、労使間でお互いに約束したものがほごにされるようなことがあったのでは公社に働く職員も勤労意欲がわきません。總裁的に最後に総裁と大臣から御見解を承りまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(山内一朗君) いろいろ電電公社においては企業努力をしていただいているわけがございまして、まず労使協調といふのが私は一番重要かと思つておるわけでございます。したがつて、いろいろ協議をされて決まった点は実行していただく。ただ実行していただくに、予算の面とか、いま基準内外のお話もございましてけれども、郵政大臣に御相談いただければできる問題でございまして、その点は守つていただきたいと思つたわけでございますが、その他、予算の制約があるとはいひながら相当な自主性が持たれておる、いまの公社であるわけでございます。したがつて、そういう点を十分御活用いただき、電電公社法の精神に基づいて今後ともやつていただきたいと思つたわけでございますが、郵政省といたしましても全面的に御協力をさせていただきたいと思つておるわけでございます。

○説明員(眞藤恒君) いまの御質問でございまして、公社法に明記してありますように、総人件費の枠といふことで責任を持たしていただきたいと思ひます。現在それが必ずしもそういう形に運用されておるわけですので、この点はぜひお願いしたいといふことで考えております。

○委員長(福岡知之君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(福岡知之君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

大森君から発言を求められておりますので、これを許します。大森君。

○大森昭君 私は、ただいま可決されました公衆電氣通信法の一部を改正する法律案に對し、自由民主党・自由国民會議、日本社会党、公明党・国民會議、民社党・国民連合及び第二院クラブの各会派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

この法律の施行に当たり、政府並びに日本電信電話公社は、次の各項の実施に努めるべきである。

一、日本電信電話公社設立の本旨にかんがみ、公社経営の主体性を十分發揮するとともに、一層効率的な経営を推進し、財政の健全性の維持に努めること。

一、経営委員会が公社の最高意思決定機関として機能しうよう、監査機能の充実等に特段の意をもちいるほか、経営の公開施策を一層強化すること。

一、通話料の遠近格差の是正、グループ料金制の導入及び料金決定原則の明確化等料金制度

について引き続き検討すること。

一、地域集団電話の一般加入電話化にあつては、加入者の理解と協力のもとに円滑に実施するほか、加入区域の拡大、福祉形電話の充実、国民のニーズに即した新サービスの開発普及等を積極的に推進すること。

一、国民の負担に應えるため企業努力をさらに推進し、電気通信事業の一層の発展を図るとともに、同事業に従事する職員等の勤労意欲の向上が図られ、適切な労働条件が確保されるよう努めること。

右決議する。

以上であります。この附帯決議案は、先日來の本委員会における審議の経過を踏まえて作成したものであります。したがって、その趣旨につきましては、改めて説明するまでもないと思ひますので、省略させていただきます。

何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

以上であります。

○委員長(福岡知之君) ただいま大森君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(福岡知之君) 全会一致と認めます。よつて、大森君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山内郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山内郵政大臣。

○國務大臣(山内一郎君) ただいま公衆電気通信法の一部を改正する法律案を御可決いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。この委員会の御審議を通じて承りました御意見につきましては、今後電気通信政策を推進していく上で十分生かしてまいりたいと思ひます。また、附帯決議につきましては、今後その趣旨

を十分尊重してまいりたいと思ひます。

まことにありがとうございます。

○委員長(福岡知之君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福岡知之君) 次に、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山内郵政大臣。

○國務大臣(山内一郎君) 電波法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

最近における無線局の免許申請者及び無線従事者国家試験の受験者の増加に対応して行政事務の簡素合理化と申請者等の利便の増進を図るため所要の規定を設ける必要があります。

また、アマチュア無線局については、相互に相手国の国民による無線局の開設を認め合うという最近の動向にかんがみ、外国人にもアマチュア無線局の免許を与えることができるようにすることにより、日本人が諸外国においてアマチュア無線局を開設し得るようになる必要があります。

さらに、違法な無線局の増加に対処するため、罰則の規定を整備する等の必要があります。

この法律案を提案した理由は以上のとおりであります。次に、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、郵政大臣は、郵政省令で定める無線設備(特定無線設備)について技術基準適合証明を行うとともに、郵政大臣の指定する者(指定証明機関)にもこれを行使することができるとしております。

また、指定証明機関は、公益法人であること等の指定の基準を定めるとともに、その行う技術基準適合証明の審査は、一定の要件を備える者に行

わせなければならぬとし、指定証明機関の役員

の選任及び解任、業務規程並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算については、郵政大臣の認可を受けなければならぬとするほか、郵政大臣は、指定証明機関に対し、技術基準適合証明の業務の状況に報告させ、またはその職員に指定証明機関の事業所に立ち入り、技術基準適合証明の業務の状況等を検査させることができるとする等必要な監督規定を設けることとしております。

第二に、郵政大臣は、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する無線局については、簡易な手続により免許を与えることができることとしております。

第三に、郵政大臣は、その指定する者(指定試験機関)に、特殊無線技士、電信級アマチュア無線技士または電話級アマチュア無線技士の資格の無線従事者国家試験の実施に関する事務(特定試験事務)を行わせることができるとし、指定試験機関は、特定試験事務を行う場合において無線従事者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、一定の要件を備える者に行わせなければならぬとするともに、指定試験機関の指定の基準、指定試験機関の役員

の選任及び解任等については郵政大臣の認可その他指定試験機関の監督等については、指定証明機関に準じて定めることとしております。

第四に、アマチュア無線局については、日本国民に対して同種の無線局の開設を認める国の国民に対しても免許を与えることができるものとす

ると、外国人のアマチュア無線局については、その外国人の属する国における日本国民の無線局に対する取り扱いとの均衡を考慮して、その免許等に条件もしくは期限を付し、またはその運用を制限することができることとしております。

第五に、現行電波法は、郵政大臣の免許がないのに無線局を運用した場合は刑罰を科すこととしておりますが、これを改め、郵政大臣の免許がないのに無線局を開設した場合にも刑罰を科すこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を経過した日としておりますが、郵政大臣の免許がないのに無線局を開設した者に対する罰則の改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(福岡知之君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

〔予備審査のための付託は三月十七日〕

一、電波法の一部を改正する法律案

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

〔予備審査のための付託は三月二十五日〕

一、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、電気通信事業に関する請願(第二八七六号)

(第二八七七号)

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(第二九一一号)

一、電気通信事業に関する請願(第二九一八号)

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(第三〇七八号)(第三一二四号)

一、電気通信事業に関する請願(第三一二四号)

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する
請願(第三二五三号)

一、電気通信事業に関する請願(第三二一〇号)
(第三二一一号)

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する
請願(第三二二二号)(第三二六〇号)

第二八七六号 昭和五十六年四月十日受理
電気通信事業に関する請願

請願者 名古屋市中区松西町二ノ五〇 木
村幸雄外四千九百九十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二八七七号 昭和五十六年四月十日受理
電気通信事業に関する請願

請願者 愛知県一宮市島村西山三 筒井秀
治外五千名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二九一一号 昭和五十六年四月十日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一
九 門脇東外十名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一二三八号と同じである。

第二九一八号 昭和五十六年四月十日受理
電気通信事業に関する請願

請願者 大阪府豊中市曾根東町六ノ五ノ五
ノ二〇三 富山定信外八百六十六
名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第三〇七八号 昭和五十六年四月十三日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千

歳外十名

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一二三八号と同じである。

第三一三四号 昭和五十六年四月十四日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村榎尾 下浦順
一外九名

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一二三八号と同じである。

第三一四二号 昭和五十六年四月十四日受理
電気通信事業に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜上水二ノ二一ノ
三 大島哲夫外二千四百七十七名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第三一五三号 昭和五十六年四月十四日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ
二 志鷹小三郎外十名

紹介議員 吉田 実君
この請願の趣旨は、第一二三八号と同じである。

第三二二〇号 昭和五十六年四月十五日受理
電気通信事業に関する請願

請願者 大阪府交野市天野が原町四ノ二ノ
九 田中啓子外九百九十九名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第三二二二号 昭和五十六年四月十五日受理
電気通信事業に関する請願

請願者 埼玉県所沢市和ヶ原三ノ二八七ノ
一 小沢一博外二千九百九十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第三二二二号 昭和五十六年四月十五日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市三井が丘三ノ一ノ
一ノ一〇二 縁田義一外十名

紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第一二三八号と同じである。

第三二六〇号 昭和五十六年四月十五日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡神埼町鶴田 野田義
治外十名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第一二三八号と同じである。

第四号中正誤

ベシ 段行 誤

四 終わり 存知じ 正

七 終わり 存知じ 正

七 終わり 存知じ 正

第五号中正誤

ベシ 段行 誤

九 終わり 内容 正

二 終わり 一層 正

三 終わり 通産 正

三 終わり 通産 正

第六号中正誤

ベシ 段行 誤

六 終わり うんざりして うんざり 正

四 終わり 発言も 正

三 終わり 異議 正

昭和五十六年五月十四日印刷

昭和五十六年五月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K